

「ピロキロン」及び「S-メトラクロール（メトラクロール）」の食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 3 項の規定に基づく食品健康影響評価について

令和 7 年 12 月 16 日  
農林水産省消費・安全局農産安全管理課

農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）第 3 条第 1 項の登録を受けている農薬については、同法第 8 条第 1 項の規定に基づき再評価を受けることとされており、再評価においては、同法第 8 条第 4 項の規定に基づき最新の科学的知見に照らして農薬の安全性その他の品質に関する審査を行うこととされている。

今般、下記の有効成分を含む農薬の再評価を行うに当たって、最新の科学的知見に照らして食品の安全性を確保する必要があるため、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 3 項の規定に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

食品健康影響評価を依頼する農薬の概要は、別添のとおりである。

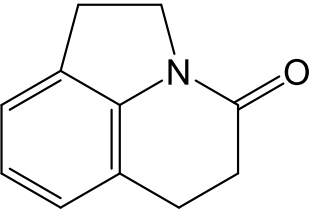
1. ピロキロン
2. S-メトラクロール（メトラクロール）

## ピロキロン

## 1. 今回の評価依頼の経緯

令和6年6月27日～6月28日に、再評価を受けるべき者から提出された農薬取締法第8条第3項に基づく試験成績等を受理

## 2. 評価依頼物質の概要

名称	ピロキロン (Pyroquilon)	
構造式		
用途	殺菌剤	
作用機作	キノリン系の浸透移行性殺菌剤である。メラニン合成を阻害することにより病原菌の植物体への侵入を阻害し、防除効果を示すと考えられている。 (FRAC分類：16.1)	
日本における登録状況	初回登録年	1985年
	登録農薬数	16
	適用作物	稲、稲（箱育苗）
	使用方法	散布、無人航空機による散布、側条施用等
国際機関、海外の状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	基準無し
	諸外国	米国、カナダ、欧州、豪州、ニュージーランド：基準なし
食品安全委員会での評価等	<p>平成19年11月27日 厚生労働大臣が食品健康影響評価を依頼 平成27年 6月 9日 食品健康影響評価結果を通知</p> <p style="text-align: center;">ADI = 0.019 mg/kg体重/日 ARfD = 0.2 mg/kg体重</p>	

FRAC：殺菌剤抵抗性対策委員会

JMPR：FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

